

静岡県立職業能力開発施設の設置、運営及び授業料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第4号

静岡県立職業能力開発施設の設置、運営及び授業料等に関する条例の一部を改正する条例

静岡県立職業能力開発施設の設置、運営及び授業料等に関する条例（昭和54年静岡県条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 職業能力開発校、職業能力開発短期大学校及び障害者職業能力開発校（以下「職業能力開発施設」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 職業能力開発校</p> <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>静岡県立沼津技術専門校</u></td><td><u>沼津市</u></td></tr><tr><td><u>静岡県立清水技術専門校</u></td><td><u>静岡市</u></td></tr><tr><td>静岡県立浜松技術専門校</td><td>浜松市</td></tr></tbody></table> <p>(2)・(3) (略)</p>	名 称	位 置	<u>静岡県立沼津技術専門校</u>	<u>沼津市</u>	<u>静岡県立清水技術専門校</u>	<u>静岡市</u>	静岡県立浜松技術専門校	浜松市	<p>(設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 職業能力開発校、職業能力開発短期大学校及び障害者職業能力開発校（以下「職業能力開発施設」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 職業能力開発校</p> <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr></thead><tbody><tr><td>静岡県立浜松技術専門校</td><td>浜松市</td></tr></tbody></table> <p>(2)・(3) (略)</p>	名 称	位 置	静岡県立浜松技術専門校	浜松市
名 称	位 置												
<u>静岡県立沼津技術専門校</u>	<u>沼津市</u>												
<u>静岡県立清水技術専門校</u>	<u>静岡市</u>												
静岡県立浜松技術専門校	浜松市												
名 称	位 置												
静岡県立浜松技術専門校	浜松市												

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。